

## 要約書

(精神鑑定書 審査用<sup>1)</sup>)

受験者氏名	○○○○		
提出年月日	2020年 4月 19日		
事例番号	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3		
被鑑定人仮称 <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C		
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
鑑定時満年齢	21 歳		
鑑定種別 <sup>3 4</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> 起訴前本鑑定 <input type="checkbox"/> 公判廷鑑定		
事件 1 <sup>5</sup> 罪種	殺未遂人	事件年月日	X年 9月 19日 16時 38分 (頃)
事件 2 罪種		事件年月日	年 月 日 時 分 (頃)
事件 <sup>6</sup>	Aは、X年 9月 19日午後 4時 38分ころ、〇〇市〇〇町〇〇番地先路上において、●●●● (当 27年) に対し、殺意をもって、所携の文化包丁で、その背部、左手首を突き刺すなどしたが、同人に加療約 30日間を要する左前腕切創等の傷害を負わせるにとどまり、殺害の目的を遂げなかったものである。		
鑑定受嘱日	X年 12月 13日		
鑑定書提出日 <sup>7</sup>	2016年 1月 29日		
鑑定入院	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		

1 この書式は日本司法精神医学会の「学会認定精神鑑定医」の認定審査を円滑にすすめるために作成されたものであり、審査にあたって重要な点をまとめるためのものである。精神鑑定の実務等に利用することを目的としたものではない。

2 被鑑定人本人の仮称を A～E のなかから選択する。3つの事例で重複がないようにする。

3 起訴前本鑑定を行ったものについて、後日あらためて公判で証言することになった場合でも、ここでは起訴前本鑑定に分類する。

4 提出できる鑑定書の種類に注意すること。「訴訟能力鑑定書」「意見書」「私的鑑定」等は含まない。

5 複数の事件が対象となっている場合、時系列順に事件 1、2・・・と数字をつけて追加する。その場合、年号のおきかえの「X年」は最初の事件である「事件 1」の年とする。

6 事件の概要を示す。被疑事実、公訴事実などから引用してもよい。

7 鑑定書提出日が 2015年 4月 1日～2020年 3月 31日を原則とし申請日までのものに限るので注意すること。実際に鑑定書を提出した日付を記載する。

※更新申請者においては認定期間中のものを有効とする。

<b>鑑定事項<sup>8</sup></b>
1. 犯行当時の精神障害の有無、および程度
2. 上記の精神障害が本件犯行に与えた影響の有無、およびその影響の仕方（機序）
3. その他参考事項

<b>鑑定主文<sup>9</sup></b>
1. 被疑者は本件犯行当時、統合失調症・妄想型に罹患していた。
2. 本件犯行の動機、被疑者が被害者を攻撃の対象として選定した理由、衝動的な犯行着手、本件犯行時の興奮と攻撃性に、統合失調症の症状が影響している。統合失調症の症状以外に本件犯行に影響をあたえたものとして、特記すべきものはない。
3. Aには今後、統合失調症に対する精神医学的治療の継続が必須である

<b>A. 事件前後の精神状態の要約（600文字以内<sup>10</sup>）</b>
<p>1. 事件前</p> <p>事件当時Aは自宅に引きこもりがちで不規則な生活をしていて、Aは、自分をおとしめるための千人を超える謎の組織が、周りでわざとらしい寸劇や、アナウンサーを使った遠まわしの微妙なやりとりや、あらゆる所で一般人を使った監視をしていたという。「言葉が出なくなったり、記憶力が極端に落ちたり」していたといい、それも組織が脳の透視を繰り返すせいだと考えていた。</p> <p>2. 事件</p> <p>事件当日にAはいつものように自室で過ごしていたが、16時頃に突然、台所から包丁を持ち出して外に出た。Aは「何日も前から逆襲の思いはあったけど、その日は4時のテレビで、本当は再放送なのに、生放送かのように仕立てて、権力でタレントを使ってメッセージを送ってきたので、どうにも我慢できず、行動に出た」という。Aは玄関を出ると、自宅前で携帯電話で話をして見知らぬ男性をみつけた。Aは、「組織の指示で自分のことを監視しているのだと分かった」ので、この男性の背後から包丁で切りかかった。被害者は「私を上目遣いで睨み付け目が血走っていて、私の後ろから意味不明の奇声を発し、包丁を振りかざしながら、追いかけてきた」としている。</p> <p>3. 事件後</p> <p>Aは到着したミニパトのボンネットに飛び乗ったが足を滑らせて転倒し、あわてた様子で逃走した。追いついた警察員が「刺したのは、お前か」と尋ねると、Aは「ピンポーン」と答え逮捕された。</p> <p>(580文字)</p>

<sup>8</sup> 依頼の通りに記し、適宜、数字は追加する。

<sup>9</sup> 実際の鑑定書に記したとおりに書く。適宜、項目番号は追加する。

<sup>10</sup> 上限の文字数を念頭に、簡潔に要点を記す。無理に多く記す必要はない。文末に文字数を（ ）で記入する。半角も1文字を1字と数える。

**B. 特記すべき検査項目・面接事項・家族等との面接の実施状況（200文字以内<sup>11</sup>）**

疎通性は保たれているが、服装の乱れや流涎を気にしない。透視で考えが世間に広められる、看護師の言葉、表情、仕草を介して組織がメッセージを送ってくる、作曲のアイデアが伝えられてくる、考えや行動に対して「それは綺麗」「それは嫌だ」と注釈される、テレパシーで「勝った」「負けた」と言われるなど語る。直前の会話のなかに出てきた単語が入った歌を突然に歌ったりする。たびたび拒薬することが母親の面接で確認された。

（199文字）

**C. 精神医学的診断<sup>12</sup>：**

1	統合失調症	（コード： 295.30	診断基準： DSM-5）
2		（コード：	診断基準： ）
3		（コード：	診断基準： ）

**D. 精神医学的診断の根拠（200文字以内<sup>13</sup>）**

行為を注釈する幻聴、妄想知覚、思考伝播、解体した会話が明らかに認められる。高校中退の頃に疾病過程がはじまり、治療を継続しながらも、ときに急性増悪がみられ、徐々に認知機能の低下、感情の貧困さなども現れている。

こうした症状と経過を説明するような、器質的異常を示唆する検査所見、精神活性物質の使用歴、極端な精神的なストレスなどは認められない。

以上によれば「統合失調症（DSM-5）」に当てはまる。

（195文字）

**E. 事件と精神障害の関係についての説明の要約（600文字以内<sup>14</sup>）**

Aは「絶大な権力をもった黒幕に支配された一般市民たちに陥れられていた」「いつかは誰でもいいから刺してやろう」と考えていたと言う。本件は妄想上の加害者への反撃と自己防御のための犯行であり、長期にわたり妄想の影響下にあったことが動機となっている。

事件当日は、テレビで「どうせできないよ」などとAを煽るメッセージを送ってきたため我慢できなくなり、反撃を思い立ち包丁を持ち出したところ、自宅前で携帯電話を使用していた男性も組織の一人であると突如確信して攻撃した。本件の突発さにも、Aが犯行時に統合失調症の影響を受けていたことが現れている。犯行時には、奇声を上げ、パトカーに飛び乗るなど激しく興奮していた。これまでも病状悪化時には、夜中に家を飛び出して自転車で走り回る、中学の同級生の女性宅を突然

<sup>11</sup> 上限の文字数を念頭に、簡潔に要点を記す。無理に多く記す必要はない。文末に文字数を（ ）で記入する。半角も1文字を1字と数える。家族等との面接を実施していない場合には、その理由を記載する。

<sup>12</sup> 使用した診断基準も記す（従来診断も可とするが、その場合にもできるだけ操作的診断基準による診断も併記する）。2つ以上の診断がある場合には主たるものから列挙する。

<sup>13</sup> 上限の文字数を念頭に、簡潔に要点を記す。無理に多く記す必要はない。文末に文字数を（ ）で記入する。半角も1文字を1字と数える。

<sup>14</sup> 上限の文字数を念頭に、簡潔に要点を記す。無理に多く記す必要はない。文末に文字数を（ ）で記入する。半角も1文字を1字と数える。

に訪れて扉を壊すなど衝動的な行動がたびたび確認されている。こうした情報も、本件犯行時の衝動性や攻撃性を A の統合失調症の病理の一部として見るのが妥当であることを裏付ける。

白昼に自宅前で行われ、逮捕時に警官に「ピンポン」と答えるなど、稚拙で奇矯で児戯的である。こうした態様が犯行中に認められることも、当時、統合失調症による思考や行動の滅裂さなどの影響下にあったことを示唆する。

以上のとおり、本件犯行は統合失調症の影響によるものであり、逆に精神障害以外に犯行に影響を与えた要因としてとくに指摘すべきものはない。

(598 文字)

F. 鑑定の論点についての要約（200文字以内<sup>15</sup>）

担当検事は、逃走したことと事件の記憶があることから刑事責任が問えるのではないか と疑問に思ったとのことで、これが論点となった。統合失調症でどれだけ重症でも大抵は人を刺せば犯罪となることは理解できるので逃走したことを重視するよりもそもそも人を刺すこと自体を妄想によって正当だと思い込んでいたことが重要であること、また統合失調症は必ずしも記憶が障害されるような疾患ではないことが説明のポイントとなった。

（198文字）

G. その他に意見を求められている場合（たとえば弁識能力／制御能力の有無・程度、医療観察法の適用など）にはその説明の要約（400文字以内<sup>16</sup>）

なし

<sup>15</sup> 上限の文字数を念頭に、簡潔に要点を記す。無理に多く記す必要はない。文末に文字数を（ ）で記入する。半角も1文字を1字と数える。

<sup>16</sup> 上限の文字数を念頭に、簡潔に要点を記す。無理に多く記す必要はない。文末に文字数を（ ）で記入する。半角も1文字を1字と数える。